

## CTBメディア株式会社 放送加入契約約款

CTBメディア株式会社（以下「当社」といいます。）が行うサービスの提供を受けるもの（以下「加入者」といいます。）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます。）は以下の条項によるものとします。

## 第1条（当社のサービス）

当社は定められた業務区域（以下「業務区域」という）において、当社のサービス（以下「サービス」という）を提供する為の施設（以下「本施設」という）により、加入者に次のサービスを提供します。

## ①. 基本サービス

放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）、高精細度テレビジョン放送（デジタル放送含む）、ラジオ放送（FM放送及びBSデジタル放送）及びBSデジタルデータ放送の各同時再放送サービス並びに自主放送サービスの内、別表1に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス

## ②. ペイ放送サービス

放送事業者のテレビジョン放送、テレビジョン多重放送並びに自主放送サービスの内、それぞれ別表1に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス

## ③. 上記事業に付帯するサービス

施設には、加入者引込線に同軸ケーブルを用いるもの（以下「同軸引込方式」という）と、光ケーブルを用いるもの（以下「光引込方式」という）があり、それぞれ業務区域が異なります。光引込方式の区域では同軸引込方式の新規受付は行いません。

## 第2条（契約の単位）

加入契約は加入者引込線1回線ごとに行います。但し、加入者引込線1回線により加入する世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）が複数となる場合には、契約の単位を各世帯（事務所、店舗等も同様とする）ごととします。なお、加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

## 第3条（契約の成立）

加入契約は加入申込者があらかじめこの約款を承認し、当社所定の加入申込書（以下「加入申込書」という）に必要事項を記入・捺印の上当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

但し、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しない場合があります。

- ①. 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠る恐れがあると認められる場合
- ②. その他加入申込者が本約款に違反する恐れがあると認められる場合
- ③. 本施設の構築が困難であると判断される場合
- ④. 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得てない場合。
- ⑤. 加入申込者が当社のサービス業務に著しい支障を及ぼすと認められた場合。

## 第4条（契約の有効期限）

加入契約の有効期限は契約成立の日から5年間とします。但し、契約期間満了の14日前までに当社、加入者のいずれからも当社所定の書式による文書（以下「所定の文書」という）により何等の意思表示もない場合は、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。なお、集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、第24条第1項の規定に係わらず加入契約を解約するものとします。

## 第5条（クーリングオフ）

加入申込者が加入申込みの日から8日以内に書面で申込みの撤回を申出た場合、申込みの撤回または契約の解除をすることができます。ただしその期間内に引込工事・宅内工事）が完了している場合、加入申込者は当社との契約前の原状復旧工事に協力するものとし、設置および撤去に要する費用を負担するものとします。

## 第6条（加入契約料）

加入者は加入申込書記載のサービス内容に伴い別表1に従い加入契約料を支払うものとします。当社は加入契約料を改定することがあります。但し、既加入者には適用しません。

## 第7条（利用料及び視聴料）

加入者は別表1に従い下記の利用料を支払うものとします。

- ①. 基本番組サービス利用料  
サービス提供を受けた日の属する月の翌月から毎月
  - ②. ペイ放送サービス視聴料  
サービスの提供を受けた日の属する月の分から支払うものとし
  - ③. 録画機能付きSTB利用料  
基本番組サービス利用料に加算して、貸与を受けた日の属する月の翌月から支払うものとし。ただし解約月の利用料は支払うものとし
  - ④. 地デジ再送信プランの利用者はサービス提供を受けた日の属する月の翌月に年額利用料を一括にて支払うものとし。ただし解約月の利用料は支払うものとし、残余期間の利用料については、相当額を利用者へ返金します。
2. 第1条2号・3号に定めるすべてのサービスが当該月の内当社が認知した日から継続して10日以上途絶した場合、当該月の利用料は第1項の規定に関わらず無料とします。但し、その原因が加入者の責に帰する理由による場合はこの限りではありません。
  3. 当社は社会情勢の変化、番組内容の拡充により料金の改定をすることがあります。その場合は、適用の1ヶ月前に加入者に周知します。
  4. 日本放送協会（以下「NHK」という）の放送受信料は当社が設定した利用料金には含まれておりません。但し、当社とNHKとの委託契約によりNHK放送受信規約による放送受信料の代理集金（以下「CTB団体一括支払い」という）を行うことができるため、加入者の意思・選択により当社の利用料にNHK衛星受信料を合算で支払うことができます。

## 第8条（料金等の支払方法）

- 加入者は、加入契約料・利用料・工事費等を当社が指定する支払期日までに指定する方法により支払うものとします。
2. 加入者は毎月単位で支払う料金については原則として当社の指定する期日に、加入者が登録した金融機関の指定口座及びクレジットカードから、自動引落しするものとします。
  3. お支払いが無い場合は当社が発行するコンビニ払込票で支払うものとします。なお、コンビニ払込票には事務手数料が加算されます。

## 第9条（遅延損害金）

加入者が料金等の支払を支払期日より遅延した場合は請求に対し年率14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払期日より支払日までの期間に応じて支払うものとします。

2. **加入者が利用料の支払いを1ヶ月以上延滞した場合は、加入者に催促のうえ、当社の指定する期日までに入金がないときは、サービスを停止するものとします。また、サービス再開は全額入金確認後となります。**
3. 停止して1ヶ月経過後も入金のない時は当社は加入者との契約を解除することができるものとします。

## 第10条（施設の設置・所有及び費用）

当社は本施設の内、同軸引込方式の場合、放送センターから保安器までの施設（以下「当社施設」といいます。）、光引込方式の場合、放送センターから光映像変換器（V-ONU）までのCTB施設を所有します。但し、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する引込費用を負担するものとします。

2. 加入者は保安器の出力端子以降加入者施設のテレビ受像機及びFM用受信機・録画機器等（以下いずれも「受像機」といいます。）までの設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」といいます。）別表1を負担しこれを所有するものとします。（但し、貸与されたデジタル受信用セットトップボックス（以下「STB」といいます。）は除きます。）
3. 共同住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
4. 施設の設置並びに工事に際し、業者・工法および使用機器等については当社の指定によるものとします。
5. 当社は、加入者の了解のもと、建物壁面などへ引留め金物取付けや穴あけ工事を行う場合があります。その瑕疵担保期間は工事終了から起算して（民法637条2項）1年間とします。なお、工事完了後の貫通箇所の補修、壁紙の貼り替え、塗装など原状への回復は行いません。

**第11条**（受信用端末機の貸与）

当社は地デジ再送信プラン及び光引込方式における地デジBSプランを除く加入者にSTBを貸与します。その使用料は別表1の通りといたします。

- 加入者は使用上の注意事項を遵守して維持管理をするものとします。
- 加入者の故意または過失により破損または紛失した場合、修復・補填に要する費用は加入者が負担するものとします。
- 当社は、録画機能付きSTBの貸与にあたり、交換、故障、滅失、毀損、不具合などの原因により、録画・編集したデータの損失、正常に録画・再生できなかった場合の補償、およびこれに生じた損害については、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
- 加入者は解約・休止の場合、速やかにSTBを当社に返却するものとし、録画・編集したデータの一切の権利を放棄するものとします。

**第12条**（設置場所の無償利用及び便宜の提供）

当社は本施設を設置するため加入者が所有または占有する敷地・家屋・構築物等を加入者の了承の上、必要最小限において無償で使用できるものとします。

- 加入者は当社または当社の指定する業者が当社施設の設置・検査・修理・撤去及び復旧等を行うため加入者が所有または占有する敷地・家屋・構築物等の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 加入者は設置場所の無償利用及び便宜の提供に関して、地主・家主その他、利害関係者がある時はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関する責任を負うものとします。

**第13条**（故障）

当社は加入者から当社施設（STB含む）に異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。

- 加入者は加入者の故意または過失により当社の提供するサービス施設に故障を生じさせた場合、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

**第14条**（維持管理責任分担）

当社および加入者は、サービスに必要な本施設が常に良好な機能を保つよう以下の維持管理に努めるものとします。

- ①. 当社は本施設の内、当社施設について維持管理責任を有し、その費用は当社が負担するものとします。但し、当社の責に帰さない当社施設の変更及び修復を要する場合は除きます
  - ②. 加入者は保安器出力端子または光映像変換器（V-ONU）出力端子以降全ての施設について維持管理責任を有し、その費用は加入者が負担するものとします
  - ③. 当社は加入者施設に起因する事故を生じた場合、その責任を負わないものとします
- 加入者は当社が当社施設を維持管理する必要上、サービスの提供が一時的停止することを承認するものとします。

**第15条**（サービス提供の停止による損害賠償）

当社は、天災・地変・不測の事故・通信衛星の故障・第三者の原因による停止その他当社施設の故障等によるサービス提供の停止及び変更に基づく損害の賠償と利用料の返戻に応じません。

**第16条**（サービス利用休止及び再開）

加入者は長期の旅行などやむを得ない事由が発生した場合に限り、当社に休止開始日と再開日を所定の文書により申し出て、サービスの利用を休止できるものとします。尚、再開に要する費用（別表1）は加入者が負担するものとします。

- 第1項の利用休止期間は1年以内とし、休止期間は引込線の撤去及びSTBを回収いたします。
- 休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は無料とします。
- 加入者は利用休止期間を経過した後、1ヶ月を過ぎても所定の文書により再開を申し出ない場合は、その時点で加入者契約は解除されたものとします。

**第17条**（放送内容の変更）

当社は都合により放送内容を変更することがあります。この場合、原則として1ヶ月前に加入者に周知をはかるものとします。尚、変更によって生じる損害の賠償には応じません。

**第18条**（加入申込書記載事項の変更）

加入者が加入申込書記載のサービス内容変更を希望する場合には、別途当社が指定する方法によって当社に申し出るものとします。申し出があった場合当社は速やかに変更された契約内容によってサービスを提供します。

- 第1項のほか、加入申込書に記載した事項について、変更がある場合には、加入者は所定の文書によって、当社に申し出るものとします。

**第19条**（設置場所の変更）

加入者は次の場合に限り、引込線及び受信用端末機の設置場所を変更できるものとします。その変更に要する費用は加入者が負担するものとします。この場合、あらかじめ所定の文書によりその旨を当社に届出るものとします。

- ①. 変更先が同一敷地内の場合
- ②. 変更先が当社業務区域内で、且つ最寄りの引込端子に余裕がある場合

**第20条**（加入者の遵守事項）

加入者は次の事項を遵守するものとします。

- ①. 当社が貸与するSTB以外の受信用端末設備等を加入者施設に接続しないこと
  - ②. 当社が貸与するSTBを分解もしくは改造しないこと
  - ③. 引込線の改変もしくは増設等の工事を行わないこと
- 加入者は未加入者に当社のサービスを無断で視聴させることを禁止します。
  - 当社は無断視聴者を確認した場合、次の損害賠償を請求するものとします。
    - ①. 加入契約料相当額
    - ②. 当社が無断視聴者の居住する地点に放送サービスを開始した日を起算日として無断視聴の事実を当社が確認した日に至るまでの期間の全てのチャンネルの合計金額とするものとします

**第21条**（著作権及び著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスを不特定または多数人に対して上映、または録画機器、その他の方法による複製及び複製物の上映等、著作権及び著作隣接権を侵害する行為は禁止します。

2. 加入者は本約款及び著作権法で認められる範囲を超えて、当社の提供するサービスを利用することはできません。

**第22条**（サービスの停止と加入契約の解除）

当社は加入者が次のような義務違反あるいは本約款に違反する行為があった場合、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしにサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。尚、サービスの停止あるいは解除の際、加入者は当社がサービスの停止あるいは契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払い料金を支払うものとします。

- ①. 料金の支払遅延
- ②. 契約以外の受信施設に接続してサービスを受けた場合
- ③. 加入者の故意または過失により、当社施設に損害を与えた場合
- ④. 第21条の著作権及び著作隣接権侵害
- ⑤. その他加入者が差押えを受けた場合もしくは当社において受ける恐れがあると判断した場合等、加入者契約の維持が困難であると当社が判断した場合
- ⑥. 加入者が当社のサービス業務に著しい支障を及ぼすと認められた場合

2. 電力・電話の無電柱化等当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされかつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社はあらかじめ理由を説明した上で加入契約を解除できるものとします。
3. 当社は、サービス提供にかかる設備の更新のために、加入者と連絡が取れない、あるいは加入者が設備更新工事に同意しないなどの理由により、設備更新工事ができないことによって当社のサービス提供に過大な費用負担が生じる場合、加入契約を解除できるものとします。
4. 前3項により加入契約を解除した場合、加入者は別途CTB団体一括支払いのNHK衛星受信契約および株式会社WOWOWの加入契約に関する不利益、損害等が生ずることがあっても当社は何らの責任も負わないものとします。

**第23条**（名義変更）

次の場合、当社の承認を得て、加入者の名義を変更することができます。

- ①. 同居親族間（2親等内）の相続の場合
- ②. 新たな加入者が加入契約に定める前加入者（加入者契約料支払い済みに限る）と同一敷地内に於いて、当社のサービス提供を受けることについて前加入者の権利義務を継承する場合。



- 第1項の規定により名義を変更しようとする場合、新加入者は第1項の事実を証明する書面を添えて所定の文書で当社に申し出るものとします。尚、変更に伴い発生した場合の工事費等の費用(別表1)は当社の指定する期日に新加入者が登録した金融機関の指定口座から自動引落とするものとします。
- 名義変更者が当社のサービス業務に著しい支障を及ぼすと認められた場合、名義変更に応じません。

**第24条 (解約)**

- 加入者は加入者契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前に所定の文書により当社にその旨申し出るものとします。
- 解約の場合加入契約金の払戻しはいたしません。但し、サービス開始日から1年未満の解約の場合受領した加入契約金の50%相当額を返戻します。
  - 加入者は解約の場合、第7条に規定する利用料を当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。
  - 解約の場合当社サービスの提供を停止し、引込線及びSTBを撤去します。撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。
  - 解約前に本約款に基づいて生じた加入者の義務は消滅しない。

**第25条 (CASカードの取扱い)**

- BSデジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」という。)に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス(B-CAS)カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
- CSデジタル放送用ICカード(以下「C-CASカード」という。)に関する取扱いは別途「シーキャス(C-CAS)カード使用許諾契約約款」に定めます。

**第26条 (国内法への準拠)**

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については大分地方裁判所を管轄裁判所とします。

**第27条 (定めなき事項)**

この約款に定めなき事項が生じた場合は当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

**第28条 (約款の改定)**

当社は放送法の規定に基づき総務大臣に届け出たこの約款を改定することがあります。なお、約款の内容が改訂されたときは、加入者との以後の契約条件は改定後の新しい約款によるものとします。

**付 則**

- 一括加入、業務用、集合住宅(再放送サービス)等については別に定めます
- 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付けることができます
- この約款は2023年9月1日より施行します

## CAS 用 IC カード使用許諾契約約款

CTB メディア株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客さま（以下「使用者」といいます。）がこの約款の内容に同意される場合に限り、同封の CAS 用 IC カード（以下「カード」といいます。）を使用者が使用することを許諾します。使用者がこのパッケージを開封されると、この約款に同意し「CAS 用 IC カード使用許諾契約」（以下「契約」といいます。）が成立したものとみなしますので、開封前にこの約款を必ずお読みください。

### 第 1 条（カードの使用目的）

カードには CATV デジタル放送受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されています。このカードは有料放送サービスの視聴のために必要になります。

### 第 2 条（カード使用許諾）

このパッケージに同封されているカードの所有権は当社に帰属します。この約款に同意した使用者に限り、この契約に基づきカードの使用を許諾します。

### 第 3 条（カードの貸与単位）

当社は、使用者に対し CATV デジタル放送受信機器 1 台につきカード 1 枚を貸与します。

### 第 4 条（カードの管理等）

使用者はカードを CATV デジタル放送受信機器に常時装着した状態で使用・保管しカードが紛失、盗難、故障および破損することのないよう十分注意（善良な管理者の注意）をしなければなりません。

2. 当社が使用者のカードが使用されたものと確認して取扱った場合、当社は放送の受信その他受信機器を用いて行われる全ての操作が使用者によって行われたものとみなし、カードの第三者による不正利用等の事故により損害が生じても当社は一切の責任を負いません。

### 第 5 条（カードの故障及び交換等）

使用者は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は当社に連絡してください。

2. 使用者に貸与されたカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合は、当該カードを交換します。この場合、当社が無償と認定した場合を除き使用者は当社に対し、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。
3. カードの故障によりペイ・パー・ビュー放送サービス、有料放送サービス等が視聴できない等の損害が生じても当社は一切の責任を負いません。
4. 第 2 項の場合、当社からカードの故障が認定されたカードは、直ちに当社に返却しなければなりません。

### 第 6 条（カードの紛失・盗難等及び再発行）

使用者がカードを紛失または盗難等にあった場合は、直ちに当社に通知しなければなりません。

2. 当社が前項の通知を受理した場合は当該カードを無効とし、カードを通じて行う各種サービスの対応を停止します。
3. 紛失または盗難等により当社が使用者からカードの再発行の請求を受けた場合は、当社が再発行することを不適と認めた場合を除きカードの再発行を行います。
4. 前項の場合使用者は当社に対し「別表」に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

### 第 7 条（不要となったカードの返却）

使用者はカードが不要となった場合は、直ちに当社に連絡の上カードを返却しなければなりません。

2. 前項に基づく返却があった場合、この契約は終了します。
3. カードの返却受理後に新たにカードの発行請求を受けた場合、当社は第 6 条第 3 項および第 4 項の規定に準じてカードの再発行を行います。

### 第 8 条（使用許諾の取り消し）

当社の都合によりカードの使用許諾を取消す場合があります。

2. 当社の都合により使用者にカードの交換・返却を要求することがあります。

### 第 9 条（禁止事項等）

使用者はカードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等カードの機能に影響を与える行為を行うことはできません。また使用者はカードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。

2. 使用者はカードをレンタル、リース、賃貸または譲渡その他方法の如何を問わず、第三者に使用させることはできません。ただし、使用者と同一世帯の者に限り使用者の責任において、当該カードを利用させることができます。
3. 使用者が法人で当社に個別に要請のあった場合は、前項の規定によらず当社が別に定める規定によるものとします。

### 第 10 条（契約義務違反）

使用者がこの契約に違反した場合、当社は契約を解除し、使用者に対し当該カードの返却を求めるほか当社が被った損害の賠償を請求することができます。

### 第 11 条（免責事項）

当社はこの約款に別段の規定のある場合のほか、カードの使用に関して発生する使用者の損害の賠償について、当社に故意または重大な過失のある場合を除き一切の責任を負いません。

### 第 12 条（契約約款の変更及び周知方法）

この契約約款は変更することがあります。この契約約款の変更事項または新契約約款については、別に定める方法で周知します。なお、約款の内容が改訂されたときは、加入者との以後の契約条件は改定後の新しい約款によるものとします。

### 【別表】カード再発行費用

第 5 条第 2 項及び第 6 条第 4 項に規定するカード再発行費用 3,300 円（消費税込み）は当社へお支払いいただきます。

## 【別表1】

## 1.加入者契約料

加入区分	支払区分	料 金	備 考
戸建住宅	一括払い	33,000円	
	24回分割払い	1,430円/月 34,320円(総額)	途中解約の場合、翌月に残金をご精算いただきます。
集合住宅 ※1	一括払い	11,000円	
	24回分割払い	550円/月 13,200円(総額)	途中解約の場合、翌月に残金をご精算いただきます。

※1.※当社の引込およびTV共聴設備がデジタル放送対応設備に改修がなされている物件に限り適用されます。

## 2.利用料

## 2-1.デジタルプラン

区 分	同軸引込方式	光引込方式	STB増設A ※6	STB増設B ※7
料金※1	月額4,070円/1台	月額4,070円/1台	月額1,650円/1台	月額1,430円/1台
ダブル割引 ※2	220円	220円	----	----
トリプル割引 K※3	363円	363円	----	----
トリプル割引 S※4	319円	319円	----	----
トリプル割引 D※5	----	----	----	----
備考				

※1.デジタルプランにはSTB1台の使用料を含みます。

※2.デジタルプランおよびケーブルプラス電話もしくは、ケーブルラインの契約中の方はダブル割引としてデジタルプラン料金より220円を割引きます。STB増設分には割引の適用はありません。

※3.デジタルプランおよびケーブルインターネット（ミニミニプラン、学生プランを除く）およびケーブルプラス電話の3つのサービスをすべて契約中の方はトリプル割引Kとして月額利用料の合計から1,463円を割引きます。このうちケーブルインターネット利用料より1,100円を割引きます。トリプル割引Sと併用、STB増設分には割引の適用はありません。

※4.デジタルプランおよびケーブルインターネット（ミニミニプラン、学生プランを除く）およびケーブルラインの3つのサービスをすべて契約中の方はトリプル割引Sとして月額利用料の合計から1,419円を割引きます。このうちケーブルインターネット利用料より1,100円を割引きます。トリプル割引Kと併用、STB増設分には割引の適用はありません。

※5.デジタルプランおよびケーブルインターネット（1ギガプランまたは200メガプラン）およびCTBモバイルの3つのサービスをすべて契約中の方はトリプル割引Dとして月額利用料の合計から2,200円を割引きます。このうちケーブルインターネット利用料より1,100円を割引きます。トリプル割引KまたはS対象者がCTBモバイルを契約中の場合CTBモバイル利用料より1,100円を割引きます。何れもSTB増設分には割引の適用はありません。

※6.STB増設Aはデジタルプランと同一の番組編成となります。お申込みはSTB2台以上設置の場合に限りです。

※7.STB増設Bは地デジBSプランと同一の番組編成となります。お申込みはSTB2台以上設置の場合に限りです。

## 2-2.地デジBSプラン

区 分	料 金※8	ダブル 割引※9	トリプル 割引K※10	トリプル 割引S※11
同軸引込方式	月額2,530円/1台	220円	363円	319円
光引込方式	月額2,530円/1台	220円	363円	319円
STB増設使用料	月額1,430円/1台	----	----	----

※8.同軸引込方式にはSTB1台の使用料を含みますが、光引込方式にはSTBの使用料は含みません。

※9.地デジBSプランおよびケーブルプラス電話もしくは、ケーブルラインの契約中の方はダブル割引として地デジBSプラン利用料より220円を割引きます。STB増設分には割引の適用はありません。

※10.地デジBSプランおよびケーブルインターネット（ミニミニプラン、学生プランを除く）およびケーブルプラス電話の3つの

サービスをすべて契約中の方はトリプル割引Kとして月額利用料の合計から1,463円を割引きます。このうちケーブルインターネット利用料より1,100円を割引きます。トリプル割引Sと併用、STB増設分には割引の適用はありません。

※11.地デジBSプランおよびケーブルインターネット（ミニミニプラン、学生プランを除く）およびケーブルラインの3つのサービスをすべて契約中の方はトリプル割引Sとして月額利用料の合計から1,419円を割引きます。このうちケーブルインターネット利用料より1,100円を割引きます。トリプル割引Kと併用、STB増設分には割引の適用はありません。

※.地デジBSプランおよびケーブルインターネット（ミニミニプラン、学生プランを除く）およびCTBモバイルの3つのサービスをすべて契約中の方はトリプル割引Dとして月額利用料の合計から2,200円を割引きます。このうちケーブルインターネット利用料より1,100円を割引きます。トリプル割引KまたはS対象者がCTBモバイルを契約中の場合CTBモバイル利用料より1,100円を割引きます。何れもSTB増設分には割引の適用はありません。

※.光引込方式の場合STBの設置は不要ですが録画機能付STBはお申込みいただけます。

※.STB増設は地デジBSプランと同一の番組編成となります。デジタルプランのSTB増設の場合はデジタルプランへ変更の上お申込み下さい。お申込みはSTB2台以上設置の場合に限りです。

## 2-3.地デジ再送信プラン

区 分	料 金※1	備 考
特定地区	年額6,600円/世帯	当社が別に定める地区の一戸建て住宅になります。
難視聴地区	年額3,300円/世帯	当社が別に定める難視聴地区の一戸建て住宅になります。

※.大分県内地上デジタル放送の再送信です。STBは設置いたしません。同軸引込方式のみ。

## 1.その他利用料加算額

区 分	録画機能付 STB A ※1,2			
	品番	TZ-HDT620	TZ-HDW610	TZ-HDW600
料 金	月額550円/1台	月額1,100円/1台	月額880円/1台	月額880円/1台
適 用	光引込方式のみ※4		平成25年3月請求分より	平成25年3月請求分より
備 考	HDD容量500GB内蔵レコーダー	HDD容量500GB内蔵レコーダー	HDD容量250GB内蔵レコーダー	HDD容量250GB内蔵レコーダー

区分	録画機能付 STB B ※1,3			
	品番	TZ-BT9000BW	TZ-BDT920	TZ-BDT910
料 金	月額2,750円/1台	月額2,750円/1台	月額2,200円/1台	
適 用			平成25年12月請求分より	
備 考	高度BS対応ブルーレイ・HDD容量2TB内蔵レコーダー	ブルーレイ・HDD容量1TB内蔵レコーダー	ブルーレイ・HDD容量500GB内蔵レコーダー	

区分	高度BS対応録画機能付 STB C ※1,5			
	品番	TZ-LT3000BW	TZ-LT3000BW	----
料 金	月額550円/1台	月額1,100円/1台	----	
適 用	光引込方式のみ※4	同軸引込方式のみ	----	
備 考	高度BS対応HDD容量2TB内蔵レコーダー	高度BS対応HDD容量2TB内蔵レコーダー	----	

区分	高度BS対応録画機能付 STB D ※1,5			
	品番	TZ-HT3500BW	TZ-HT3500BW	----
料 金	月額550円/1台	月額1,100円/1台	----	
適 用	光引込方式のみ※4	同軸引込方式のみ	----	
備 考	高度BS対応HDD容量2TB内蔵レコーダー	高度BS対応HDD容量2TB内蔵レコーダー	----	

- ※1.別途デジタルプランまたは地デジBSプラン利用料がかかります。
- ※2.【録画機能付きSTB\_A】のうち、HDD容量が250GBタイプの機種は料金を880円/1台へ220円値引きいたします。
- ※3.【録画機能付きSTB\_B】のうち、HDD容量が500GBタイプの機種は料金を2,200円/1台へ550円値引きいたします。
- ※4.光エリアでインターネットサービスを合わせて利用中の場合、1台目を550円割引いたします。(地デジBSプランを除く)
- ※5.「STB置き換えダビング」機能に関して、当社では記録済みデータの移し替えなどおこないません。



## 2. 有料番組視聴料（ペイ放送サービス）

項目	利用料	備考
NHK受信料	放送法、放送受信規約の金額	団体一括払いの割引有り
WOWOW プライム WOWOW ライブ WOWOW シネマ WOWOW 4K	2,530円/月額	(株)WOWOWのサービス約款が適用されます 4チャンネルセット ハイビジョン放送
スターチャンネル1 スターチャンネル2 スターチャンネル3	2,530円/月額	3チャンネルセット ハイビジョン放送
衛星劇場HD	1,980円/月額	ハイビジョン放送
V☆パラダイスHD	770円/月額	ハイビジョン放送
東映チャンネルHD	1,650円/月額	ハイビジョン放送
J SPORTS 4	1,430円/月額	ハイビジョン放送
フジテレビNEXT	1,100円/月額	ハイビジョン放送
Mnet	2,530円/月額	ハイビジョン放送
テレ朝チャンネル1	660円/月額	ハイビジョン放送
アニメシアターX(AT-X)	1,980円/月額	ハイビジョン放送
グリーンチャンネル1・2	1,100円/月額	2チャンネルセット ハイビジョン放送
スピードチャンネルHD	990円/月額	ハイビジョン放送
プレイボーイチャンネル	2,750円/月額	
レッドチェリー	2,750円/月額	
プレイボーイチャンネル レッドチェリー	3,300円/月額	2チャンネルセット
レインボーチャンネル	2,530円/月額	
ミッドナイトブルー	2,530円/月額	
レインボーチャンネル ミッドナイトブルー	2,695円/月額	2チャンネルセット
パラダイステレビ	2,200円/月額	
レインボーチャンネル ミッドナイトブルー パラダイステレビ	3,300円/月額	3チャンネルセット

※STBが設置され番組利用料が支払われていることが加入条件になります。

## 3. 工事費

## 3-1. 同軸引込み方式

区分	一戸建て住宅標準工事費	集合住宅内標準工事費	2台目以降設置工事・調整費
工事費	0円	0円	0円
その他工事費	実費	実費	実費
調査	実費	実費	実費
備考	※1. ※2. ※5. ※6. ※7.	※1. ※2. ※3. ※6. ※7.	※2. ※7. ※8. ※9.

区分	再開工事・調整費	録画機能付きSTB設置工事・調整費	STB変更工事費
工事費	実費	5,500円	3,300円
その他工事費	実費	実費	実費
調査	実費	実費	実費
備考	※2. ※4. ※6. ※7.	※2. ※7. ※8. ※9.	※2. ※7. ※9. ※10.

※1. 標準工事費とは家屋までの引込み線（5Cケーブル）が40M以内の工事と単独露出配線によるSTB1台の設置工事及びTV・録画機1台のチャンネル調整までとなります。なお集合住宅の場合、STB1台の設置工事及びTV・録画機1台のチャンネル調整までとなります。なお、一戸建て住宅の地デジ再送信プランへ申込の場合はSTBの設置は行いません。

※2. 既設の宅内設備の利用により改修工事（増幅器・分配器・テレビユニットの交換・新設、及びケーブル線の張替え等）が必要となった場合は別途費用となります。

※3. 集合住宅の上記金額は当社の引込み及びTV共聴施設がCATV対応設備に改修がなされている物件に限り適用されます。

※4. 2台目以降のSTBの設置工事、TV・録画機調整は実費となります。

※5. 引込みに至るまでの幹線延長工事、地下埋設工事等特殊工事が発生した場合は別途料金となります。

※6. 屋内のケーブル線等受信設備が当社基準を満たしていないと

きはサービス提供ができない場合があります。

※7. 費用にはD端子ケーブル及び電話モジュラーケーブルなどの部品代は含まれていません。

※8. 既設の標準STBから録画機能付きSTBへ変更の場合は「録画機能付きSTB設置工事・調整費」が適用されます。

※9. 録画機能付きSTBを解約した場合、標準STBへ交換が必要となります。

※10. 加入者の希望によりSTBを変更する場合STB変更工事費が必要となります。

## 3-2. 光引込み方式

## 一戸建て住宅標準工事費

区分	放送のみ申込みの場合	放送と通信を同時申込みの場合	放送と電話を同時申込みの場合	放送、通信、電話を同時申込みの場合
工事費	11,000円	0円		
その他工事費	実費			
調査	実費			
備考	※1. ※2. ※4. ※5. ※6.			

## 集合住宅標準工事費

区分	放送のみ申込みの場合	放送と通信を同時申込みの場合	放送と電話を同時申込みの場合	放送、通信、電話を同時申込みの場合
工事費	8,800円	0円		
その他工事費	実費			
調査	実費			
備考	※2. ※4. ※5. ※6. ※9.			

## STB設置工事・調整費

区分	2台目以降設置工事・調整費	再開工事・調整費	STB設置工事・調整費	録画機能付STB設置工事・調整費	STB変更工事費
工事費	実費	0円	8,800円	5,500円	3,300円
その他工事費	実費				
調査	実費				
備考	※2. ※3. ※5. ※7.	※2. ※4. ※5. ※6.	※2. ※5. ※6. ※7.	※2. ※6. ※7. ※8.	※2. ※6. ※8. ※9.

※1. 標準工事費とは家屋まで光ケーブルを引込み、V-ONU(光映像変換器)を設置し、STB1台の設置工事及びTV・録画機1台のチャンネル調整までとなります。なお、V-ONUに必要な電源口追加工事、一戸建て住宅の地デジBSプランへ申込の場合はSTBの設置は行いません。

※2. 既設の宅内設備の利用により改修工事（増幅器・分配器・テレビユニットの交換・新設、及びケーブル線の張替え等）が必要となった場合は別途費用となります。

※3. 2台目以降のSTBの設置工事、TV・録画機調整は実費となります。

※4. 屋内のケーブル線等受信設備が当社基準を満たしていないときはサービス提供ができない場合があります。

※5. 費用には分波器、D端子ケーブル及び電話モジュラーケーブルなどの部品代は含まれていません。

※6. 既設の標準STBから録画機能付きSTBへ変更の場合は「録画機能付きSTB設置工事・調整費」が適用されます。

※7. 録画機能付きSTBを解約した場合、標準STBへ交換が必要となります。

※8. 加入者の希望によりSTBを変更する場合STB変更工事費が必要となります。

※9. 光引込み方式における集合住宅標準工事では、V-ONU(光映像変換器)を設置せず、STB1台の設置工事及びTV・録画機1台のチャンネル調整までとなります。

## 4. その他費用

区分	項目	金額	備考
一時休止	手数料	1,100円	
個人情報の開示	手数料	550円/1件	
プラン変更	手数料	1,100円	

※STBの本体に付属するリモコンは消耗品扱いとなりますので、1年以上ご利用で交換の場合は有償となります。

クーリングオフ連絡先: TEL0977-24-3553